
相葉総合法律事務所ニュースメール

第4号

2016年5月12日

今回は、昨年末に出された家族関係に関する重要な裁判例と、特許法の職務発明制度の見直しについてです。



《裁判例の話題》

昨年12月16日に、最高裁判所大法廷（15名の最高裁判所裁判官で構成）は、家族関係に関する問題について2つの重要な判決を示しました。

◎女性についての6か月の再婚禁止期間の規定の違憲性

従来、民法733条1項では、女性は離婚後6か月を経過しないと再婚することができないと定められていましたが、最高裁判所は、平成27年12月16日、この民法の定める、女性についての6か月の再婚禁止期間について、100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示しました。

再婚禁止期間の設定自体については、子どもの父親が誰であるかについての推定が重複することを避けるためのもので合理的であるとしつつも、他方、医療や科学技術の発達により父親が誰かを誤ることを避けることが可能である等として、また、再婚をすることについての制約をできる限り少なくするという要請が高まっているとして、再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反すると判断したものです。

現在、この最高裁判所の判決を受けて、女性の再婚禁止期間を100日とする民法の改正案が国会で審議中です。

◎夫婦別姓に関する最高裁判所の裁判例

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定し、いわゆる夫婦別姓を認めていません。

この民法の規定が憲法に違反するとして争われた事件について、最高裁判所は、平成27年12月16日、民法750条は憲法に違反しないとの判断を示しました。

その理由とするところは、①氏（姓）には名と同様に個人の呼称（呼び名）としての意義があるものの、（氏名の）名とは切り離された存在として、夫婦

及び未婚の子が同一の氏を称することにより、社会の構成要素である家族の呼称としての意義があり、氏を一つに定めることには合理性がある、②夫婦がいずれの氏を選択するかについては、夫婦となろうとする当事者の協議に委ねており、民法750条は性別に基づく差別的取扱いを定めているわけではない、というものです。

なお、最高裁判所は、選択的夫婦別姓制度が合理性がないということではなく、そのような制度を採用するか否かは国会で議論され、判断されるべき問題であると述べています。従って、国会でこの点の議論が深められるかどうか今後の焦点と言えるでしょう。

《新しい法律の話題》

◎特許法の改正－職務発明制度の見直し

グローバル競争が激化する中で、我が国のイノベーションを促進するためには、従業員の発明のインセンティブを明確にすることにより発明を奨励することが重要であり、また、企業が特許を円滑かつ確実に取得することで知財戦略を迅速・的確に行い、企業競争力を図ることが重要であるとして、職務発明制度の見直しが行われ、平成27年7月3日に改正特許法が成立しました。

具体的には、

- ① 職務発明について、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は発生した時から使用者等に帰属する、
 - ② 従業者等は、特許を受ける権利等を取得させた場合には、相当の金銭その他経済上の利益を受ける権利を有するものとする、
 - ③ 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聞いて、この相当の金銭その他経済上の利益の内容を決定するための手続に関するガイドラインを定める、
- という内容です。

この見直しの規定は、平成28年4月1日から実施されています。



相葉総合法律事務所
弁護士 相葉 和良

東京都中央区銀座 8 - 1 5 - 1 5
銀座原ビル 5 階

電 話 : 03-3524-0678

F A X : 03-3524-0677

携 帯 : 090-1115-1790

E-mail : aiba@aibalaw.com

または aiba@seagreen.ocn.ne.jp

U R L : <http://www.aibalaw.com/>

(宮崎県都城市出身)
